

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

令和5年3月23日

建設業の担い手の育成及び確保のためには、建設労働者が社会保険等に参加するための原資となる法定福利費※が、発注者から元請企業、下請企業、個々の技能労働者に至るまで適正に支払われるようにすることが重要であり、そのためには元請企業が工事ごとの法定福利費の額を認識し、確保する必要があります。

公共工事の発注者が講ずるべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求め、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされました。

こうした要請を踏まえ、倉敷市水道局においても倉敷市水道局工事請負契約約款を改正し（別紙資料1参照）、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めるとともに、その内容について確認することとしますので、お知らせします。

※法定福利費…健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む）、雇用保険料それぞれの事業主負担分

記

1 対象工事

倉敷市水道局が公告又は通知する全ての工事

2 実施時期

令和5年4月1日以降に請負契約を締結する工事から適用

3 実施内容

契約締結後14日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事担当課に提出してください。

※請負代金内訳書の記入方法、法定福利費の算定方法については別紙資料を参照してください。

倉敷市水道局 水道総務課
TEL:086-426-3655